

# 令和8年度前期授業料減免・徴収猶予申請について (学部生用)

## 1. 授業料減免申請資格

文部科学省「高等教育の就学支援新制度」の対象者。具体的には以下の学部生が該当します。

- (1) 日本学生支援機構 (JASSO) の給付奨学生
- (2) 日本学生支援機構 (JASSO) の給付奨学生の予約採用で採用候補者となった者
- (3) 日本学生支援機構 (JASSO) の給付奨学生の在学採用へ申請する者

※在学採用の手続きについては以下の HP を必ず参照し、別途申請を行うこと。

URL : <https://www.ocha.ac.jp/campuslife/scholarship/d012432.html>

※令和7年4月から上記制度の拡充に伴い、多子世帯 (扶養する子供が3人以上いる世帯) の入学料・授業料の無償化が始まりました。該当する場合は本申請要項に沿って授業料減免申請手続きを行うとともに、日本学生支援機構 (JASSO) の在学採用手続きも合わせて行うこと。

## 2. 授業料徴収猶予申請資格

- (1) 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業成績優秀と認められる場合。
- (2) 申請者又は申請者の学資負担者が災害を受け、納付困難と認められる場合。
- (3) その他やむを得ない事情があると認められる場合。

※「1. 授業料減免申請資格」に該当しない場合であっても、「2. 授業料徴収猶予申請資格」に該当する場合があります。

## 3. 減免の取扱い及び徴収猶予期限

- ・減免は、日本学生支援機構 (JASSO) の給付奨学生の支援区分に基づき、減免額を決定します。なお、在学採用に申し込んだものの不採用となった場合は減免結果も不許可となります。

JASSO給付奨学生の支援区分	授業料減免額
第Ⅰ区分 または 多子世帯	全額 (267,900円) を免除
第Ⅱ区分	2/3額 (178,600円) を免除
第Ⅲ区分	1/3額 (89,300円) を免除

- ・徴収猶予に申請した者の徴収猶予期限は【令和8年9月30日】までとします。

## 4. 授業料減免・徴収猶予関係書類一覧

令和8年度4月授業料減免・徴収猶予申請について

令和8年度授業料減免・徴収猶予申請要項

授業料等減免対象認定申請書 ----- 様式 A (新規) または様式 A (継続)

授業料徴収猶予申請書----- 様式 1 (徴収猶予のみ申請する者)

家庭調書 ----- 様式 2 (徴収猶予のみ申請する者)

## 5. 申請方法等

### 1) 申請方法

【新入生】入学料減免の対象ともなるため、以下の2点を郵送にて提出すること

- ・様式 A (新規) の授業料減免対象認定申請書
- ・返信用封筒

【在学学生】学生・キャリア支援課窓口に持参 又は 郵送にて提出すること

2) 申請期間 【新入生】前期日程合格者（それ以前の入試合格含む）

令和8年3月9日（月）～3月13日（金）必着

【新入生】後期日程合格者

令和8年3月23日（月）～3月27日（金）必着

【在學生】

令和8年3月1日（日）～3月31日（火）必着

※ 新入生・在學生で、徴収猶予のみ申請する場合は、  
令和8年3月1日（日）～4月10日（金）必着 とします

3) 申請先 学生・キャリア支援課 授業料減免担当

送付先は本ページ下部参照

5. 結果について

令和8年7月以降（結果は返信用封筒にて郵送します。）

今年度新たに日本学生支援機構（JASSO）給付奨学生の在学採用の申請を行う者は、給付奨学生の採用決定に伴い授業料減免結果も確定します。したがって、日本学生支援機構（JASSO）による判定に時間を要する場合は、授業料減免結果の送付が遅れることもあります。

6. 申請書類について

○新入生は、【様式A（新規）の授業料等減免対象認定申請書・返信用封筒】（計2点）を提出してください。

○日本学生支援機構（JASSO）給付奨学生の在学採用の申請を行う在學生は、  
【様式A（新規）の授業料等減免対象認定申請書・返信用封筒】（計2点）を提出してください。

○日本学生支援機構（JASSO）給付奨学生となっている在學生は、  
【様式A（継続）の授業料等減免対象認定申請書・返信用封筒】（計2点）を提出してください。

○徴収猶予のみ申請する新入生・在學生は、  
【授業料徴収猶予申請書・家庭調書・家計支持者の所得課税証明書・住民票・返信用封筒】  
を提出してください。

7. 注 意

- ・提出された書類は返却しない。
- ・許可-不許可の決定までは、授業料を納付しないこと。
- ・提出期間を過ぎた書類や不備のある書類は原則として受理しない。必要書類は事前に準備をし、提出期限に遅れないよう留意すること。
- ・必要書類をコピー等で提出する場合、A4判にそろえること。また、原本がA4サイズ以外の場合にはA4サイズの紙を台紙として貼り付けて提出すること（縮小・拡大は問題なし）。
- ・大学が必要と認めるときは、例示したもの以外に書類を求めることがある。

問い合わせ先・送付先  
〒112-8610  
東京都文京区大塚 2-1-1  
お茶の水女子大学  
学生・キャリア支援課 授業料減免担当  
Email [gakusei@cc.ocha.ac.jp](mailto:gakusei@cc.ocha.ac.jp)

# 令和8年度授業料減免・徴収猶予申請要項

## 【文部科学省「高等教育の就学支援新制度」の対象者】

### 1. 授業料等減免対象認定申請書〔様式A〕

- ・ 新生及び日本学生支援機構（JASSO）給付奨学生の在学採用の申請を行う在学学生は、**様式A（新規）**を提出すること。
- ・ 日本学生支援機構（JASSO）給付奨学生となっている在学学生は、**様式A（継続）**を提出すること。

### 2. 返信用封筒

結果をお知らせするための返信用封筒を同封してください。  
長形3号の封筒に110円切手を貼付し、本人氏名・住所を明記したものをご準備ください。

## 【新生・在学学生で徴収猶予のみ申請する者】

※これ以降の書類は、新生・在学学生で徴収猶予のみ申請する場合に、作成・提出してください。  
「高等教育の就学支援新制度」の対象者（日本学生支援機構（JASSO）の給付奨学生・採用候補者・申請予定者）は提出不要です。

### 1. 授業料徴収猶予申請書〔様式1〕

・ 所属等情報は、**令和8年4月1日時点**の状況を予定として記入し、新生の場合は学籍番号欄に受験番号を記入してください。

### 2. 家庭調書〔様式2〕

以下の記入にあたっては、可能な限り**令和8年4月1日時点の状況（予定）**を記入してください。

#### ①家族状況

- ・ 就学者とそれ以外の家族に分けて同居・別居を問わず申請者と生計を同じくする者全員を記入してください。
- ・ 結婚等の理由で生計を同じくしていなくても、父母欄は必ず記入してください。父又は母が、何らかの理由で世帯にいない場合は、氏名及びその不在の理由（死亡、離婚等）を記入してください。
- ・ 同一の住居に居住している家族は、原則として同一世帯と考えます。
- ・ 但し、次の場合は同一の住所に居住していなくても、同一世帯と考えます。
  - 1) 父母又は父母に準じて家計を支えている者が、勤務地の関係で別居しているとき。
  - 2) 就学又は病気療養等のため、一時別居しているとき。
- ・ 職業及び勤務先は具体的に記入してください。（年金受給者、専業主婦、パートタイム等でも記入してください。）
- ・ 同一世帯内で、令和7年1月から令和8年3月末日までの間に退職した（する）者がいる場合は、退職した会社名と退職年月日を記入してください。  
（転職の場合は、新旧会社名及び退職、就職年月日をそれぞれ記入してください。）

## ②申請理由

- ・授業料の支払いが困難であるという理由を、詳細に分かりやすく記入してください。申請理由の記入がないものは受理しません。
- ・所定の記入欄で書ききれない場合には、別紙（A4 様式自由）に続けて記入してください。また、特別な事由や特記事項があると判断した場合は、別に証明書若しくは申立書をご提出いただく場合があります。

## 3. 家計支持者の所得課税証明書又は非課税証明書

市区町村役場発行（申請前3ヶ月以内のもの コピー不可）

所得課税証明書は、その世帯が得る収入を知るうえで必要となります。提出にあたっては、次の事に留意してください。

- ・提出が必要な者は【家計支持者（原則、父母のいずれか）】です。
- ・令和7年度証明書（令和6年分の所得）のものを提出してください。（当年度（令和8年度）のものは、5月以降に発行されるため、令和7年度（令和6年分）についてご提出いただきます。）
- ・所得課税証明書は、市区町村役場の書式で構いませんが、書式内に、給与・給与外所得別の収入金額、課税金額、配偶者控除、扶養人数が明記されているものとします。

## 4. 住民票

市区町村役場発行（申請前3ヶ月以内のもの コピー不可）

この書類は、世帯人員の把握及び居住地の確認に使用する書類です。この書類により、同一生計の家族の人数を決定します。提出にあたっては、下記の事項に留意してください。

- ・同一世帯全員の住民票を提出してください。コピーは不可。  
（「世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する」等が記載されているものとします。）
- ・住民票記載の住所が現実に居住している住所と異なる者は、現住所を証明する書類（アパートの契約書（写）、学生証（写）等）を添付してください。
- ・住民票に記載されている者であっても、実際は結婚、就職等で別居独立している場合には、家族状況欄の余白に、その旨明記してください。

## 5. 返信用封筒

結果をお知らせするための返信用封筒を同封してください。

長形3号の封筒に110円切手を貼付し、本人氏名・住所を明記したものをご準備ください。

# 大学等における修学の支援に関する法律による 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

年 月 日

お茶の水女子大学長 殿

様式 A (新規)

私は、貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、お茶の水女子大学が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構がお茶の水女子大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、「大学等における修学の支援に関する法律」による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（\*を付した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ			入学年月	年 月 入学	
	氏名					
	生年月日	(西暦)	年 月 日生			
	現住所	〒	—	都道府県	市区町村	
	所属学部・学科等			学籍番号 ※新生は受験番号		
	学年			昼間・夜間・通信の別	<input checked="" type="checkbox"/> 昼（昼夜開講を含む）	<input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信
	希望する認定事由	<input type="checkbox"/> 授業料等負担が困難 <input type="checkbox"/> 多子世帯				
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(*)	(学校名)		(期間/月数) 年 月～ 年 月 / 月		
	過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。	ある ・ ない				
	機構の給付型奨学金に関する情報 (いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること					
<input type="checkbox"/> 予約採用の申込を行った者又は給付奨学金に採用されている者 【給付型奨学金の申込の受付番号（採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号）】						
<input type="checkbox"/> 在学採用の申込を行った者又は行う者 【給付型奨学金の申込の受付番号（給付奨学生となっていれば奨学生番号）】		※在学採用の申込を行う者は記載不要				

申請書の作成にあたっての注意事項

- イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付型奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付型奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。給付型奨学金の申込みを行わず（行う予定がなく）、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、（別紙1）の提出が必要です。更に、本学に編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）した学生等であって、編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が2つ以上ある場合は、あわせて（別紙2）の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて（別紙3）の提出が必要です。（給付型奨学金をあわせて申し込む（既に申し込んでいる）場合は、別紙1～3の提出は不要です。）  
なお、給付型奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。
- ロ 給付型奨学金に未申請のため、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入することができない場合は、直近の給付型奨学金の申請期間内に申請を行い、速やかにその旨を本学に申し出てください。
- ハ 「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、学校から指示があった場合は採用候補者決定通知のコピーを添付してください。
- ニ 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ホ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。専攻科に在学している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。
- ヘ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ト 申請にあたっては、冊子等をよく読み、本制度について理解したうえで行ってください。特に、次のことについて留意してください。  
① 定期的実施される収入・資産額等の判定により、支援額が変更となったり、支援が停止する  
ことがあること  
② 定期的実施される学業成績の判定により、支援が停止・打ち切りとなったり、支援が遡って  
取り消される（減免が取り消されて授業料の支払いが必要となる）ことがあること  
※ 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当した場合で、かつ2回目の警告の事由がGPA  
のみに係る場合は、停止の取扱いとなり、その後の学業成績の結果により再申込みが可能とな  
ります。  
③ 本制度による授業料等減免又は給付型奨学金のいずれか一方でも受ける場合、日本学生支援機  
構の第一種奨学金（無利子）の利用にあたって当該奨学金の貸与上限額が変更されること  
※ 貸与上限額の詳細は日本学生支援機構のホームページや資料に記載しています。

# 大学等における修学の支援に関する法律による 授業料等減免の対象者の認定の継続に関する申請書

年 月 日

お茶の水女子大学長 殿

様式 A (継続)

私は、貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の継続を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、お茶の水女子大学が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構がお茶の水女子大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、「大学等における修学の支援に関する法律」による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（\*を付した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ		入学年月	年 月 入学
	氏名			
	生年月日	(西暦) 年 月 日生		
	現住所	〒 都道府県 市区町村		
	所属学部・学科等		学籍番号	
	学年		昼間・夜間・通信の別	<input checked="" type="checkbox"/> 昼（昼夜開講を含む） <input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信
	希望する認定事由	<input type="checkbox"/> 授業料等負担が困難 <input type="checkbox"/> 多子世帯		
	機構の給付型奨学金に関する情報			
奨学生番号を記載ください。 (採用時配布の奨学生証に記載あり)				

※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

※ 申請にあたっては、冊子等をよく読み、本制度について理解したうえで行ってください。特に、次のことについて留意してください。

- ①定期的に実施される収入・資産額等の判定により、支援額が変更となったり、支援が停止する場合があること
  - ②定期的に実施される学業成績の判定により、支援が停止・打ち切りとなったり、支援が遡って取り消される（減免が取り消されて授業料の支払いが必要となる）場合があること
- ※警告の区分に該当する学業成績に連続して該当した場合で、かつ2回目の警告の事由がGPAのみに係る場合は、停止の取扱いとなり、その後の学業成績の結果により再申込みが可能となります。
- ③本制度による授業料等減免又は給付型奨学金のいずれか一方でも受ける場合、日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）の利用にあたって当該奨学金の貸与上限額が変更されること
- ※貸与上限額の詳細は日本学生支援機構のホームページや資料に記載しています。

# 令和8年度前期 授業料徴収猶予申請書

申請日 年 月 日

お茶の水女子大学長 殿

令和8年度前期授業料について、猶予期限まで徴収猶予の許可を受けたいので、保証人連署のうえ申請いたします。

学籍番号 ※		※令和8年度4月入学予定の新1年生は受験番号を記載				
	学部		学科		コース 講座	年
本人	(フリガナ) 氏名					
	現住所	〒				
	電話番号					
	メールアドレス					
保証人	氏名					
	現住所	〒				
	電話番号					

